

## 特定生産緑地（ふじみ野市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項において準用する同法第10条の2第4項の規定により次のとおり公示する。

番 号	位 置	特定生産緑地の面積
特64-2021-41	ふじみ野市新駒林二丁目地内	約0.18ha

「区域は指定図表示のとおり」